

都市計画税（市町村税）

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるため、原則として、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地や家屋について、1月1日現在の所有者に課税されます。

本県では、現在、徳島市と北島町において課税されています。

■税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

1. 課税標準となる価格

家屋については、固定資産税の課税標準となるべき価格が課税標準となります。

土地については、税負担の増加を緩和するなどの目的で、次のような税負担の調整措置がとられています。

(1) 住宅用地に係る課税標準の特例

小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡以下の部分）の価格 …… 3分の1

一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の価格 …… 3分の2

(2) 負担水準に応じた、なだらかな税負担の調整措置が講じられています。

また、固定資産税同様の税負担の引下げ措置及び据置き措置が講じられています。

2. 税 率

徳島市	$\frac{0.275}{100}$	北島町	$\frac{0.05}{100}$
-----	---------------------	-----	--------------------

■納 税

市町村から送られてくる固定資産税の納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。